

**児童扶養手当法の一部が
改正されます**

離婚などにより、ひとり親家庭などで養育されている子どもの福祉増進のために支給される児童扶養手当は、これまで、公的年金を受給する方は受給できませんでした。平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方はその差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

手当額は家庭の所得などにより変動しますので、年金額の分かる書類をご用意のうえ、子育て支援課へご相談ください。

▼子育て支援課

☎23局3513 FAX23局3545

ひとり親家庭の相談

生活や子育て、就業などお気軽にご相談ください。

▼場所 市役所子育て支援課
▼時間 午前8時30分

午後5時（予約優先） ▼その他



▶ 予約者に限り、田原・赤羽根福祉センター、あつみライフランドでも相談可

▼子育て支援課

☎23局3513 FAX23局3545

**製造事業所の皆さんへ
「工業統計調査」にご協力を**

平成26年工業統計調査（12月31日現在）を行います。12月から平成27年1月にかけて調査員がお伺いします。

内容は、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

▼総務課

☎23局3506 FAX23局0180

**「住まい給付金」を
ご利用ください**

「住まい給付金」は国土交通省が実施している制度で、今年4月の消費税率8%への引き上げ以降に住宅を購入された方の負担を軽くするために、国から最大30万円が給付される制度です。

申し込みには要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

▼すまい給付金事務局

☎0570(064)186

☎ <http://sumai-kyufu.jp>

**市税・料金
滞納整理強化月間実施中**



市では、市税・料金などの負担の不公平を解消するため、12月を滞納整理強化月間に設定し、市職員による滞納整理を強化します。

また、県と東三河8市町村で構成する愛知県東三河地方税滞納整理機構による差押など滞納処分の強化にも取り組んでいます。

- 市税や料金など納め忘れはありませんか。
- 税金などは納期限までに自主的に納めていただくものです。納期限後に納付した場合、延滞金がかかることがあります。
- 市では納期限までに納めた方との負担の公平性を図るため、滞納処分（財産の差押など）も実施しています。
- 病気、失業、業績不振などやむを得ない理由で納期限までに納めることができない方は、早めに納付相談をしてください。
- 納付書を失くした方は、市役所各担当課までご連絡ください。

【該当する市税・料金など】

市県民税、固定資産税（都市計画税含む）、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、給食費、住宅使用料、水道料、下水道使用料、下水道負担・分担金

▶ 市役所（代表） ☎22局1111 ※担当部署へおつなぎします